

福井県屋外広告物条例施行規則の一部改正 概要

■ 改正の目的

- ・福井県屋外広告物条例第30条に規定する屋外広告業の登録事務に関して、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用を可能にするため、福井県屋外広告物条例施行規則を改正。

■ 改正の概要

- ・福井県で屋外広告業を営む場合は、県知事の登録を受けることが必要であり、新規の登録の申請に当たっては、屋外広告物条例施行規則第26条に基づき下記の書類の提出が必要。

書 類 名	説 明
・ 誓約書 (申請者が法人の場合は代表者)	・ 個人事業者の場合は本人、法人の場合は役員が登録の欠格要件に該当しないことを誓約する。
・ 登記事項証明書 (申請者が法人の場合)	・ 法人の役員を確認する。
・ 略歴書 (申請者が法人の場合は役員全員)	・ 個人事業者の場合は本人、法人の場合は役員の略歴や賞罰を確認し、登録の欠格要件に該当しないか確認する。
・ 申請者の住民票の写し (申請者が法人の場合は役員全員)	・ 略歴書に記載された氏名・住所・生年月日と住民票の記載内容を突合し、本人確認をする。
・ 業務主任者としての資格を有する書面の写し	・ 登録に際して選任が必要な業務主任者が、主任者となれる資格を有しているか確認する。
・ 業務主任者の住民票の写し	・ 業務主任者としての資格を有する書面に記載された氏名・住所・生年月日と住民票の記載内容を確認する。

- ・また、屋外広告物条例施行規則第28条に基づき、法人の役員の変更や業務主任者の変更を届け出るに当たり、変更となった者の住民票の写しの添付が必要。
- ・このうち住民票の写しの内容については、住基ネットで確認が可能のため、申請者の負担軽減と行政事務の効率化を図るため、屋外広告物条例施行規則を改正し提出の省略を可能とする。
- ・なお、今回の規則改正に伴い、住基ネットで確認ができる対象は県内に住民登録をしている者に限られるため、県外に住民登録がある者については従来通り住民票の写しの提出が必要。

■ 施行日

- ・平成25年4月1日

○屋外広告業の登録(新規・更新)に必要な書類

<提出書類>

書類の名称 (様式番号)		申請者の区分		備考	
		個人 未成年者・ 成年被後見人	法人		
登録申請書 (様式第20号)		○	○	○	県収入証紙 (10,000 円) を貼付して提出。
誓約書 (様式第21号)		○	○	○	登録申請者が代表して誓約する<登録拒否事由に該当していないことを誓約するもの>。
住民票の抄本	申請者	▲	▲	—	(コピー可) (法人役員の住民票は、非常勤の役員も提出必要、監査役は不要)
	法定代理人 (<u>法人の場合は役員 全員必要</u>)	—	▲	—	
	法人役員 (<u>全員必要</u>)	—	—	▲	
	業務主任者	▲	▲	▲	
登記事項証明書 (登記簿謄本)		—	(法定代理人 が個人) — (法定代理人 が法人) ○	○	(原則コピー不可) ※「 原本証明 」を行った コピーは提出可能。 (原本証明) コピーした書類 に①「この写しは原本に相違 ありません」と記入し、②記 入年月日、③法人名、④代表 者氏名を記入のうえ⑤押印し たもの。
略歴書 (様式第22号)	申請者	○	○	—	法人の場合、 代表者・役 員全員 の略歴書が必要(非 常勤の役員も提出必要、監査役は不要)
	法定代理人 (<u>法人の場合は役員 全員必要</u>)	—	○	—	
	法人役員 (<u>全員必要</u>)	—	—	○	
業務主任者となる資格を有する書面 (写し)		○	○	○	屋外広告物講習会修了証 書など

▲：今回の規則改正により、県内に住所を有する者については、添付を省略することが可能

○屋外広告業登録事項の変更に必要な書類

<提出書類>

変更した事項

書類の名称 (様式番号)	氏名 (名称)		住所		営業 所	法人 役員 (代表者)	法人 役員	業務 主任 者	備 考
	個人	法人	個人	法人					
屋外広告業登録事項 変更届出書 (様式第26号)	○	○	○	○	○	○	○	○	手数料は必要なし
誓 約 書 (様式第21号)	-	-	-	-	-	○	○	○	登録申請者が代表 して誓約
住民票 の抄本	申請者	▲	-	▲	-	-	-	-	(コピー可) 法人役員の住民票は、非常 勤の役員も提出必要、監査 役は不要
	法人役員 (新たに役 員となった 者に限る)	-	-	-	-	▲	▲	-	
	業務主任者	-	-	-	-	-	-	▲	
登記事項証明書 (登記簿謄本)	-	○	-	○	○	○	○	-	(原則コピー不可) ※「 原本証明 」を 行ったコピーは 提出可能。 (原本証明) コピー した書類に①「 こ の写しは原本に相 違ありません 」と 記入し、② 記入年 月日 、③ 法人名 、 ④ 代表者氏名 を記 入のうえ⑤ 押印 したもの。
略歴書 (様式 第22号)	申請者	-	-	-	-	-	-	-	非常勤の役員も提出必要、 監査役は不要
	法人役員 (新たに役 員となっ た者に 限る)	-	-	-	-	○	○	-	
業務主任者となる資 格を有する書面 (写し)	-	-	-	-	-	-	-	○	屋外広告物講習会 修了証書など

▲：今回の規則改正により、県内に住所を有する者については、添付を省略することが可能。